

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正	（情報政策課）	一
○廃棄物が地下にある土地の指定（三件）	（農業振興課）	一
○農用地利用配分計画の認可	（農村整備課）	二
○県営土地改良事業の換地処分（五件）	（森林整備課）	二
○保安林の指定の予定	（同）	三
○保安林の指定の解除の予定	（道路課）	三
○道路の区域変更	（同）	三
○道路の供用開始	（都市計画課）	四
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	（同）	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可（五件）	（同）	四
○土地区画整理組合の設立の認可	（同）	六
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（同）	六
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（環境対策課）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（医療人材対策室）	七
○開発行為に関する工事の完了（三件）	（建築宅地課）	七
○行政監査の結果の公表		七
監査委員		

## 告 示

○宮城県告示第六十三号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、令和三年三月十九日から施行する。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一中24を30とし、21から23までを六ずつ繰り下げ、20を25とし、25の次に次の一を加える。
- 26 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百五条の二第三項（第百八条第五項及び第百二十五条の六第三項において準用する場合を含む。）
- 一中19を24とし、5から18までを五ずつ繰り下げ、4の次に次の五を加える。
- 5 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項（第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十条（第百三十三条第一項及び第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十条第一項及び第百三十一条
- 6 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十七条の二第一項及び第二十七条の三
- 7 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条各項（これらの規定を第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第四項（これらの規定を第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十四条第六項
- 8 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）第二条各項
- 9 私立学校法等施行細則（昭和五十三年宮城県規則第二十五号）第四条（第七条において準用する場合を含む。）
- 宮城県告示第六十四号
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
登米市迫町北方字天形二〇三番三、二〇四番三、二〇五番三、二〇六番一、二〇七番一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

○宮城県告示第百六十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
東松島市大塩字尻貝八番十六の一部、八番十八の一部、八番二十四の一部、八番二十六の一部、八番三十二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

○宮城県告示第百六十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
本吉郡南三陸町志津川字大上坊一六四番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イに掲げる埋

立地

○宮城県告示第百六十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
- 別冊のとおり

二 認可年月日

令和三年三月十九日

○宮城県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称

上福田地区

二 処分の年月日

令和三年三月十二日

○宮城県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称

奥松島地区（宮戸2分区）

二 処分の年月日

令和三年三月十二日

○宮城県告示第百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

奥松島地区(宮戸7分区)

二 処分の年月日

令和三年三月十二日

○宮城県告示第七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

奥松島地区(宮戸8分区)

二 処分の年月日

令和三年三月十二日

○宮城県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

奥松島地区(宮戸9分区)

二 処分の年月日

令和三年三月十二日

○宮城県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町大張川張字二又四七の二、四七の三、四七の四、四七の九、六二の四、六二の七、六二の二・六四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字杉ノ入一〇六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字二又四七の二、四七の九、六二の二、六二の四、六二の七、六四の一、字杉ノ入一〇六の

一 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

柴田郡川崎町大字今宿字薬師堂一一の三、一一の四、一一の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

指定理由の消滅

指定理由の消滅

指定理由の消滅

変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町小乗浜字向三一番五地先から 同郡同町高白浜字崎山三五番三地先まで				前A	六・四〇 四六・一	九三五・九	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				後B	七・五〇 八・〇	五七四・八	
				C	一一・二〇 一六・三	一三一・三	

○宮城県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町小乗浜字向三一番五地先から同郡同町高白浜字崎山三五番三地先まで	令和三年三月二十二日 午前十時

○宮城県告示第百七十七号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

北釜地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・一・百三十一号八幡築港線

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「平成二十六年三月十八日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十六年三月十八日から令和四年三月三十一日まで」に変更された。

四 事業地

1 収用の部分

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備

局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・二号門脇流留線

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「平成二十七年三月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十七年三月二十五日から令和四年三月三十一日まで」に変更された。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・二号門脇流留線

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「平成二十六年十一月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十六年十一月二十八日から令和四年三月三十一日まで」に変更された。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・二号門脇流留線及び三・四・十号新橋双葉線

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「平成二十九年三月二十二日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十九年三月二十二日から令和四年三月三十一日まで」に変更された。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和三年三月十九日

<p>一 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 石巻広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・二・二号門脇流留線</p> <p>二 施行者の名称 宮城県</p> <p>三 事業施行期間 「平成二十六年十一月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成二十六年十一月二十八日から令和四年三月三十一日まで」に変更された。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第百八十三号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可した。 令和三年三月十九日</p> <p>一 組合の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>名取市飯野坂東部土地区画整理組合</p> <p>二 事業施行期間 令和三年三月十九日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>三 施行地区 名取市飯野坂字北沖、同字南沖、同字小揚場、同字土城堀及び同市増田字大畔の各一部</p> <p>四 事務所所在地 名取市増田二丁目二番二十号</p> <p>五 設立認可の年月日 令和三年三月十日</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>六 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>七 公告の方法 組合事務所の掲示場及び名取市役所に掲示して行う。</p> <p>○宮城県告示第百八十四号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和三年三月十九日</p> <p>一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>石巻市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 河北都市計画下水道事業</p> <p>2 名称 石巻市公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 「平成七年八月二十九日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成七年八月二十九日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p><b>公 告</b></p>	
<p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。 令和三年三月十九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和三年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務一式</p>	

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年三月九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

五 落札金額 三千二百一万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年一月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う軽症者等受入環境整備業務(その三) 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部医療人材対策室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和三年一月八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人日本旅行業協会東北支部 仙台市青葉区本町二丁目九番八号

五 契約金額 二億四千三百五十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号該当

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称 気仙沼市所沢三百十一番一の一部、三百十二番一の一部、三百十二番四の一部、三百十三番一の一部、三百十三番八の一部、三百十九番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 三百十九番四の一部、三百十九番七の一部、三百十九番九の一部、三百二十一番一、三百二十一番三の一部、三百二十二番一、三百二十三番一の一部、三百二十一番一地先の水の一部 気仙沼市神山十二番地の十八 有限会社たかはし

有限会社たかはし

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称 名取市愛鳥笠島字北南沢八十六番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 名取市愛鳥笠島字東南沢七番地 川内町内会 代表 阿部新一

川内町内会 代表 阿部新一

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称 宮城郡七ヶ浜町花洲浜字長須賀三十四番二、三十四番三、三十六番、三十七番三十四、三十七番三十五、三十八番一、三十八番一の地先の道の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 七ヶ浜町

七ヶ浜町

監査委員

○宮城県監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第2項の規定に基づき実施した「県有施設の安全管理について」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

令和3年3月19日

宮城県監査委員  
宮城県監査委員  
宮城県監査委員  
本 太  
木 田  
忠 健  
一 郎  
二 里  
成 石  
田 森  
由 加